

# 防爆ガイドラインの消防機関による活用例（四日市市消防本部）

全国消防長会から、**「防爆ガイドラインについて、解釈・運用が難しい」という意見**が出されている。

☞ 実際の運用にあたって、プラント事業者等と一緒に勉強を行い、ガイドラインを運用することにより、双方、理解が深まり、円滑な運用に繋がった例の紹介

○ 四日市コンビナート先進化検討会 規制合理化関連部会の取組の一環として、消防本部と各事業所がともに検討を行い、「製造所等における非防爆携帯型電子機器使用に係るガイドライン」を作成、運用。

○ 防爆ガイドラインに沿った詳細リスク評価を実施し、非危険区域であることを確認した上で、万が一の漏洩検知も可能となるよう対策を実施した上で、施設内でタブレット使用。



非防爆型タブレットPC  
落下防止紐付きカバー



ポータブルガス検知器

## 製造所等における非防爆携帯型電子機器使用に係るガイドライン

令和元年5月1日  
四日市市消防本部

### 1 ガイドラインの目的

消防法による電気設備は、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」の規定によるほか、可燃性蒸気又は微粉（以下、可燃性蒸気等という。）の滞留するおそれのある場所の電気設備については、危険場所に応じた防爆構造の機器の使用が定められている。

#### <参照>

製造所等の危険場所で防爆構造を適用する範囲

- ・「引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合」
- ・「引火点が40℃以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し又は取り扱う場合」
- ・「可燃性微粉が滞留するおそれのある場合」

しかし、技術革新の進歩が著しい昨今、AI（人工知能）やビッグデータ、ロボット技術等を活用した対応は必要不可欠であり、ICT（情報通信技術）の活用に向けた非防爆型タブレット等の携帯型電子機器（以下、非防爆携帯型電子機器という。）を製造所等への導入に向けた動きがある。

このことから、可燃性蒸気等が滞留していない状態を確認すること等、非防爆携帯型電子機器を安全に活用するための本ガイドラインを策定するものである。以下（略）

<https://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/pdf/hiboubaku-guideline.pdf>